

## 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>（社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当）</p>	<p>（社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当）</p>
<p>第5条 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当は、福祉相談センター、児童相談所、<u>婦人相談所</u>、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所及び総合支庁に勤務する職員（当該業務に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が社会福祉に関する助言指導、相談、判定等の業務に従事したときに支給する。</p>	<p>第5条 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当は、福祉相談センター、児童相談所、<u>女性相談センター</u>、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所及び総合支庁に勤務する職員（当該業務に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が社会福祉に関する助言指導、相談、判定等の業務に従事したときに支給する。</p>
<p>2 一略一 （夜間看護業務に従事する職員の特殊勤務手当）</p>	<p>2 一略一 （夜間看護業務に従事する職員の特殊勤務手当）</p>
<p>第6条の3 一略一</p>	<p>第6条の3 一略一</p>
<p>2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。</p>	<p>2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。</p>
<p>（1）深夜における勤務時間が4時間以上である場合 <u>3,300円</u></p>	<p>（1）深夜における勤務時間が4時間以上である場合 <u>3,550円</u></p>
<p>（2）深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 <u>2,900円</u></p>	<p>（2）深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 <u>3,100円</u></p>
<p>（3）深夜における勤務時間が2時間未満である場合 <u>2,000円</u></p>	<p>（3）深夜における勤務時間が2時間未満である場合 <u>2,150円</u></p>
<p>3 一略一</p>	<p>3 一略一</p>

## 山形県県税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第1条関係（山形県県税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(課税地)</p> <p>第9条 - 略 -</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) - 略 -</p> <p>(3) 地方消費税 譲渡割にあつては、国内に住所を有する個人事業者（事業を行う個人をいう。以下この条及び第67条の3第1項において同じ。）の住所地、国内に住所を有せず居所を有する個人事業者の居所地、国内に住所及び居所を有しない個人事業者で国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「事務所等」という。）を有する個人事業者の事務所等の所在地（その事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）並びに国内に住所、居所及び事務所等を有しない個人事業者の規則で定める場所並びに国内に本店又は主たる事務所を有する法人（第67条の3第2項又は第67条の3の2第3項において法人とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の本店又は主たる事務所の所在地、国内に本店又は主たる事務所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）以外の法人で国内に事務所等を有する法人の事務所等の所在地（その事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）及び内国法人以外の法人で国内に事務所等を有しない法人の規則で定める場所。ただし、第67条の3第4項前段の規定により譲渡割に含まれるものとされる地方消費税にあつては、同項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて消費税を徴収する税務署長の所属する税務署の所在地</p> <p>貨物割にあつては、消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第2号に規定する保税地域の所在地（第67条の3第5項において同条第1項の課税貨物の引取りとみなされる外国貨物の引取りに係るものにあつては、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第5条第1項の規定その他第67条の3第5項に規定する規則で定</p>	<p>(課税地)</p> <p>第9条 - 略 -</p> <p>2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) - 略 -</p> <p>(3) 地方消費税 譲渡割にあつては、国内(法の施行地をいう。以下この号及び次項において同じ。)に住所を有する個人事業者（事業を行う個人をいう。以下この条及び第67条の3第1項において同じ。）の住所地、国内に住所を有せず居所を有する個人事業者の居所地、国内に住所及び居所を有しない個人事業者で国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「事務所等」という。）を有する個人事業者の事務所等の所在地（その事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）並びに国内に住所、居所及び事務所等を有しない個人事業者の規則で定める場所並びに国内に本店又は主たる事務所を有する法人（第67条の3第2項又は第67条の3の2第3項において法人とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の本店又は主たる事務所の所在地、国内に本店又は主たる事務所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)以外の法人で国内に事務所等を有する法人の事務所等の所在地（その事務所等が2以上ある場合には、主たるものの所在地）及び内国法人以外の法人で国内に事務所等を有しない法人の規則で定める場所。ただし、第67条の3第4項前段の規定により譲渡割に含まれるものとされる地方消費税にあつては、同項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて消費税を徴収する税務署長の所属する税務署の所在地</p> <p>貨物割にあつては、消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第2号に規定する保税地域の所在地（第67条の3第5項において同条第1項の課税貨物の引取りとみなされる外国貨物の引取りに係るものにあつては、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第5条第1項の規定その他第67条の3第5項に規定する規則で定</p>

める法律の規定に基づいて適用される消費税法の規定により課される消費税に係る税関長の所属する税関の所在地)。ただし、第67条の3第4項前段の規定により貨物割に含まれるものとされる地方消費税にあつては、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第8条第1項の規定その他第67条の3第4項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて消費税を徴収する税関長の所属する税関の所在地

(4)~(12) - 略 -

3及び4 - 略 -

(県民税の納税義務者等)

第29条 - 略 -

2~5 - 略 -

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下県民税について「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定を適用する。

7及び8 - 略 -

(調整控除)

第34条の2 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額  
イ 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(イ)~(ハ) - 略 -	
(ト) 自己と生計を一にする法第34条第1項第10号の2に規定する配偶者	a bに掲げる場合以外の場合 5万円(当該納税義務者の前年の合計所

める法律の規定に基づいて適用される消費税法の規定により課される消費税に係る税関長の所属する税関の所在地)。ただし、第67条の3第4項前段の規定により貨物割に含まれるものとされる地方消費税にあつては、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第8条第1項の規定その他第67条の3第4項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて消費税を徴収する税関長の所属する税関の所在地

(4)~(12) - 略 -

3及び4 - 略 -

(県民税の納税義務者等)

第29条 - 略 -

2~5 - 略 -

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下県民税について「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第45条第4項から第6項までを除く。)の規定を適用する。

7及び8 - 略 -

(調整控除)

第34条の2 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の前条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の2に相当する金額  
イ 5万円に、当該納税義務者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の右欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(イ)~(ハ) - 略 -	
(ト) 自己と生計を一にする法第34条第1項第10号の2に規定する配偶者	a bに掲げる場合以外の場合 5万円(当該納税義務者の前年の合計所

<p>(前年の合計所得金額が45万円未満である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者(当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)</p>	<p>得金額が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円)</p> <p>b 当該配偶者の前年の合計所得金額が40万円以上45万円未満である場合3万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円)</p>
(チ)及び(リ) - 略 -	

ロ - 略 -

(2) - 略 -

(法人の県民税の申告納付)

第45条 - 略 -

2及び3 - 略 -

<p>(前年の合計所得金額が55万円未満である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者(当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)</p>	<p>得金額が900万円を超え950万円以下である場合には4万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には2万円)</p> <p>b 当該配偶者の前年の合計所得金額が50万円以上55万円未満である場合3万円(当該納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超え950万円以下である場合には2万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が950万円を超え1,000万円以下である場合には1万円)</p>
(チ)及び(リ) - 略 -	

ロ - 略 -

(2) - 略 -

(法人の県民税の申告納付)

第45条 - 略 -

2及び3 - 略 -

4 法第53条第47項に規定する特定法人である内国法人は、第1項及び第2項の規定による申告書(以下この項及び次項において「納税申告書」という。)により行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第6項において「機構」という。)を経由して行う方法その他規則で定める方法によ

り知事に提供することにより、行わなければならない。

5 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又は規則の規定を適用する。

6 第4項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

（法人の事業税の申告納付の期間等）

第56条 - 略 -

2 法第72条の33第3項の規定による修正申告書を提出する法人が当該修正申告書を提出すべき期間は、同項で定める期間とする。

3 - 略 -

（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第64条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第7条に規定する申告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出することを要しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項又は第10項の規定の適用を受けようとするものは、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則第7条に規定する申告書を知事に提出することができる。

3 - 略 -

（地方消費税の納税義務者等）

第67条の3 - 略 -

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、この節の規定を適用する。

3～5 - 略 -

（法人の事業税の申告納付の期間等）

第56条 - 略 -

2 法第72条の31第3項の規定による修正申告書を提出する法人が当該修正申告書を提出すべき期間は、同項で定める期間とする。

3 - 略 -

（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第64条 個人が行う事業に対する事業税の納税義務者で、法第72条の49の12第1項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が法第72条の49の14第1項の規定による控除額を超えるものは、毎年3月15日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内）に）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第6条の7に規定する申告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告書を提出することを要しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項又は第10項の規定の適用を受けようとするものは、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則第6条の7に規定する申告書を知事に提出することができる。

3 - 略 -

（地方消費税の納税義務者等）

第67条の3 - 略 -

2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、この節（第67条の7の2を除く。）の規定を適用する。

3～5 - 略 -

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申

告の特例)

第67条の7の2 特定法人(消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。)であつて前条各項に規定する事業者は、同条各項の規定による申告書(以下この項及び次項において「納税申告書等」という。)により行うこととされている譲渡割の申告については、同条各項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、規則で定めるところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第3項において「機構」という。)を経由して行う方法その他規則で定める方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この条例又は規則の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなす。

(製造たばことみなす場合)

第84条の2 法第74条の3の2に規定する特定加熱式たばこ喫煙用具は、製造たばことみなして、第9条第2項第5号及びこの節の規定を適用する。

(たばこ税の税率)

第86条 たばこ税の税率は、1,000本につき930円とする。

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下この条から附則第12条の7まで、附則第12条の7の2第1項、附則第12条の8、附則第12条の9及び附則第22条において「前年」という。)の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者(以下この条において「同一生計配偶者」という。))の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に

(たばこ税の税率)

第86条 たばこ税の税率は、1,000本につき860円とする。

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第3条の3 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第32条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者(以下この条において「同一生計配偶者」という。))及び同項第9号に規定する扶養親族(以下この条において「扶養親族」という。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に

は、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第29条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第40条の2の規定により課する所得割を除く。)を課さない。

2 個人の県民税については、当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)~(3) - 略 -

3 - 略 -

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)  
第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条、次条及び附則第22条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)及び(2) - 略 -

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災

及び同項第9号に規定する扶養親族(以下この条において「扶養親族」という。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第29条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第40条の2の規定により課する所得割を除く。)を課さない。

2 個人の県民税については、当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)~(3) - 略 -

3 - 略 -

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)  
第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条、次条及び附則第22条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1)及び(2) - 略 -

(3) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災

害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2及び3 - 略 -

第5条の4の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) - 略 -

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2~4 - 略 -

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第10条の2 - 略 -

2 - 略 -

害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)第2条又は所得税法第95条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2及び3 - 略 -

第5条の4の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) - 略 -

(2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18、第41条の18の2第2項、第41条の18の3若しくは第41条の19の2から第41条の19の4まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条又は所得税法第95条若しくは第165条の6の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2~4 - 略 -

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第10条の2 - 略 -

2 - 略 -

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)  
 の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 ~ 8 - 略 -

(譲渡割の申告の特例)

第13条の5 譲渡割の申告は、当分の間、第7条、第8条、第1章第2節並びに第67条の7第3項及び第4項の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、同条第1項及び第2項の規定による申告については、これらの規定中「知事」とあるのは、「税務署長」とする。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)  
 の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 ~ 8 - 略 -

(譲渡割の申告の特例)

第13条の5 譲渡割の申告は、当分の間、第7条、第8条、第1章第2節並びに第67条の7第3項及び第4項の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、同条第1項及び第2項の規定による申告に係るこれらの規定並びに第67の7の2第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第67条の7 第1項及び 第2項	知事	税務署長
第67条の7 の2第1項	前条各項	前条第1項及び第2項
	事業者は、同条各項	事業者は、同条第1項又は第2項
	については、同条各項	については、同条第1項及び第2項
	、法第762条第1号に規定する地方税関係 手続用電子情報処理組織を 使用し、かつ、地方税共同機 構(第3項において「機構」 という。)を 經由して行う 方法その他規	あらかじめ税務署長に届けて行う 電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。))とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信

	則で定める方法により知事に	回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として規則で定める方法により
第67条の7の2第3項	法第762条第1号の機構	同項の国税庁
	電子計算機(入出力装置を含む。)	電子計算機
	知事	税務署長

第2条関係(山形県県税条例の一部改正)

現 行	改 正 案
(たばこ税の税率) 第86条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>930円</u> とする。	(たばこ税の税率) 第86条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>1,000円</u> とする。

第3条関係(山形県県税条例の一部改正)

現 行	改 正 案
(たばこ税の税率) 第86条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>1,000円</u> とする。	(たばこ税の税率) 第86条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>1,070円</u> とする。

第4条関係(山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
附 則 8 次の各号に掲げる期間内に、28年新条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、 <u>28年新条例第86条の規定にかかわらず</u> 、当該各号に定める税率とする。 (1)及び(2) - 略 - (3) 平成30年4月1日から <u>平成31年3月31日</u> まで 1,000本につき656円	附 則 8 次の各号に掲げる期間内に、28年新条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、 <u>県税条例第86条の規定にかかわらず</u> 、当該各号に定める税率とする。 (1)及び(2) - 略 - (3) 平成30年4月1日から <u>平成31年9月30日</u> まで 1,000本につき656円
18 <u>平成31年4月1日</u> 前に28年新条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻	18 <u>平成31年10月1日</u> 前に28年新条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻

たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

19 附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項	- 略 -	
	平成28年 5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
	- 略 -	
附則第11項	平成28年 9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
附則第12項	- 略 -	
	平成28年 5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
	- 略 -	

たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき274円とする。

19 附則第10項から第13項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第10項	- 略 -	
	平成28年 5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
	- 略 -	
附則第11項	平成28年 9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
附則第12項	- 略 -	
	平成28年 5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
	- 略 -	

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（案）  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(不均一課税の要件)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる県税の不均一課税をすることができる。</p> <p>(1) 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(以下「公示日」という。)から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年(法人にあつては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度)に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるべきものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)で定めるところにより計算し</p>	<p>(不均一課税の要件)</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる県税の不均一課税をすることができる。</p> <p>(1) 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(以下「公示日」という。)から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年(法人にあつては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度)に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるべきものをいう。)のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)で定めるところにより計算し</p>

た額に対して課する事業税

(2) 公示日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税

た額に対して課する事業税

(2) 公示日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日)までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税